

# 天津大野木マイツ ニュースレター

2005年3月5日

No. 0502

文責：安達 友信

## 本社保証による人民元借入に制限！？

### ～ 国外機構外貨保証付き人民元借入に関する新规定 ～

国外機構（銀行・日本親会社等）からの保証を担保として、人民元借入をする場合、従来は、中国系の銀行のみ認められておりましたが（外資銀行について明確な規定はなし。）2005年1月26日付で国家外貨管理局が公布した「**2005年国内外資銀行短期外債指標の認定に関する通知**」（匯発〔2005〕4号）にて、外資銀行の中国国外機構外貨建保証を担保とする人民元貸付についての取り扱いが明確化され、**中国国内の外資銀行も、国外機構からの保証を担保として、外資企業に対する人民元建て融資を行うことが明確に可能となりました。**

この新规定によれば外資銀行より国外機構からの保証を担保として人民元借入をする企業は、「**国外保証付人民元貸金偶発債務登記表**」により**国外機構からの保証を外貨管理局宛に申請・登記**をする必要があり、融資を行う銀行は、この登記手続きが行われているかどうかを確認することとされています。

また、この**偶発債務登記は、「総投資額 - 登録資本金 - 既存の国外外貨建融資（親子ローン等）」の差額の範囲内**とされています。この偶発債務登記がない場合、外貨建保証履行時（日本親会社からの返済等）に、当該外貨の人民元転は認可されず、融資銀行は結果的に人民元建貸付金を人民元で回収できないこととなります。

つまり、外資銀行が行う**国外機構外貨建て保証を担保とする人民元貸付は、実質的には「投資総額 - 登録資本金 - 既存の国外外貨建融資」の差額の範囲内で偶発債務登記をした金額までが限度となる**ことが予想されます。

（偶発債務登記金額を超過する融資の場合には、融資銀行側では超過部分は保証なしの与信とされ、債務登記金額を限度とするかは融資銀行での判断となるものと思います。）

なお、**国外保証による中国内の銀行（外資含む）からの外貨建借入は、外債登記対象外**であるため、総投資額と登録資本金の制限を受けません。

この新通知の施行は2005年4月1日からとされており、また、この通知がどこまで徹底されるか、今後の運用に注視していきたいところです。